

平成31年度評議員・役員の報酬等支給基準

会議業務内容	役職	役員報酬算定過程（勤務実態に応じた報酬区分）
理事会・評議員会出席	理事長（1名）	1. 理事会出席時報酬 2時間×5,000円/時 2. 評議員会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。
	業務執行理事（1名）	理事会、評議員会出席報酬は法人業務執行報酬に含めるものとし、支払わないものとする。
	理事（5名）	1. 理事会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。 2. 施設長理事の理事会・評議員会出席報酬は通常業務に含めるため、支払わないものとする。
	評議員（8名）	1. 評議員会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。
	監事（2名）	1. 理事会出席時報酬 2時間×5,000円/時 2. 評議員会出席時報酬 2時間×5,000円/時 注1) 4時間までの会議は、1回10,000円を限度とする。 注2) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注3) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。
その他の法人業務執行	理事長（1名）	1. 法人業務執行時間2時間×2,500円/時 注1) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注2) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。
	業務執行理事（1名）	1. 職員兼務役員の場合は、職員給与の他に以下の役員報酬を支払う。 業務執行時間 7時間45分×1,600円/時×日数 注1) 出退勤旅費は支払わない。 注2) 業務実態はタイムカードにて記録する。 注3) 支払方法は、締日を当月末日で見込み払いでの月給制とし、毎月28日に銀行振込みする。 注4) 職員兼務役員が一人の場合、役員報酬のみを公表の対象とする。
		2. 役員専従者の場合は、7時間45分×2,500円/時×日数で算出する。 注1) 出退勤旅費は日数計算し支払うものとする。 注2) 業務実態はタイムカードにて記録する。 注3) 支払方法は、締日を当月末日で見込み払いでの月給制とし、毎月28日に銀行振込みする。 注4) 役員報酬は公表の対象とする。
	理事（5名）	1. 法人業務執行時間2時間×2,500円/時 注1) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注2) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。 2. 施設長理事への法人業務執行に対する報酬は、通常業務に含めるため、支払わないものとする。
監事（2名）	1. 法人業務執行時間4時間×2,500円/時 注1) 業務実態は職務証跡にて記録する。 注2) 支払方法は、3月に一括で銀行振込みする。	